

2017年5月16日

各 位

会社名	株式会社東京スター銀行
代表者名	代表執行役頭取 CEO 佐藤 誠治
問合せ先	広報室 TEL. 03 - 3586 - 3111(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2017年6月20日開催予定の第16期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、定款第26条を一部変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日	2017年5月16日(火)
定時株主総会開催予定日	2017年6月20日(火)
定款変更の効力発生日	2017年6月20日(火)

以 上

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（執行役の選任・解任、任期、代表執行役および役付執行役）</p> <p>取締役会は、取締役会決議により、執行役を選任する。取締役会は、いつでも、取締役会決議により、執行役を解任することができる。</p> <p>2 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時</u>までとする。</p> <p><u>3 増員または補欠により選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4</u> 当銀行は、取締役会の決議により、当銀行を代表する執行役を定め、そのうち1名を頭取とする。</p>	<p>第26条（執行役の選任・解任、任期、代表執行役および役付執行役）</p> <p>取締役会は、取締役会決議により、執行役を選任する。取締役会は、いつでも、取締役会決議により、執行役を解任することができる。</p> <p>2 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>末日</u>までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>3</u> 当銀行は、取締役会の決議により、当銀行を代表する執行役を定め、そのうち1名を頭取とする。</p>

以 上